

住宅の耐震補強の流れ

Step1

耐震診断

住宅のどの部分が地震に弱く、また、どの程度地震に耐えられるかを知るために、現地調査や図面をもとに耐震性能を評価します。

木造住宅耐震診断士派遣事業

Step2

耐震補強計画・設計

耐震診断の結果を踏まえ、弱点となる箇所を補強し、建物全体で耐震性能を高めるための計画・設計を行います。

耐震補強計画・設計と耐震改修工事を一括で行う場合

Step3

耐震改修工事

耐震補強計画・設計に基づき、耐震性を高めるために必要な補強工事や劣化箇所の補修などを行います。

木造住宅耐震改修工事等補助事業

Step1

木造住宅耐震診断士派遣事業

市内における新耐震基準以前に建築された木造の戸建住宅について、耐震診断を受けようとする場合に、負担金1,000円で市が耐震診断士を派遣する事業です。

対象となる建築物は？

- 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造戸建住宅
(後に増改築が行われていても可、併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上であること)

申込者の条件は？負担金はあるの？

- 申込者は、対象建物の所有者又は同居する家族
(借家人は除きます。)
 診断料として1,000円をご負担いただきます。

【ご注意】耐震診断とは、大地震に起こった際に、建築物が倒壊する恐れがあるのかを数値で評価するものであり、被災にあった建築物が安全かどうかを判定するものではありません。

申請方法は？

所定の申込書を記入の上、必要書類を添えて提出していただきます。まずは、建築年月日の確認できる資料(ある場合のみ)をご持参の上、都市計画課窓口までご相談ください。

募集期間は？

令和3年5月24日(月)～令和3年12月10日(金)

※予算の範囲内での受付となりますので、ご希望される方は早めにお問い合わせください。
(問い合わせ先は裏面に記載)

令和3年度から、補助制度の見直しに伴い**最大100万円**の補助となりました。
対象は、耐震補強設計から工事までを一括して行う場合となりますので、下記の要件をご確認いただき、ご希望の方は事前にご相談ください！

対象要件は？

- 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、すでに耐震診断を受けており、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
- 今年度、交付決定を受けた後に耐震改修設計の着手し、令和4年1月31日までに耐震改修工事が完了すること
- 耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上となること

申請者の要件は？

- 市内に存する木造住宅において、対象となる工事等を行う者であって、当該住宅の所有者又はその親族 ※ただし、所有者の承諾が得られない方や市税の滞納がある方は除きます。

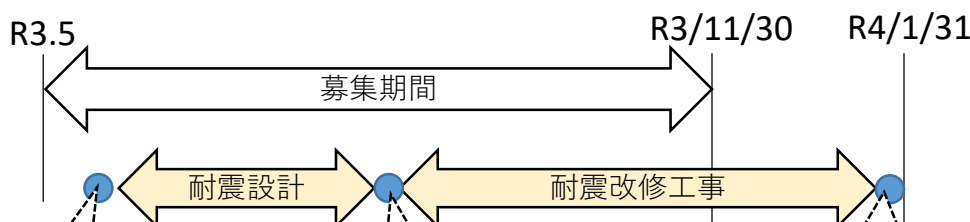
補助金の額は？

- 耐震改修工事に要する費用の4/5に相当する額（限度額100万円）

募集期間・募集件数は？

- 募集期間は、令和3年5月24日（月）～令和3年11月30日（火）
- 募集件数は1件（先着順）

事業の流れは？



① 交付申請

添付書類を添えて申請となります。**交付決定を受けてから設計業者と契約**をしてください。

② 設計完了報告

耐震設計が完了したら、設計完了報告書を提出。市で**承認を行った後、耐震改修工事に着手**となります。

③ 完了報告

耐震改修工事が完了したら、完了後30日以内若しくは令和4年1月31日までに完了実績報告書を提出してください。内容を確認し補助金の額を確定します。

お問合せ・ご相談先

鹿嶋市役所 都市計画課 建築係 TEL 0299-82-2911（内414,415）